



熊本県公報

第 1 1 9 7 5 号
平成 23 年 1 月 14 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- ふ化業者の登録..... (畜産課) 1
- 保安林の指定に関する予定..... (森林保全課) 1
- 保安林の指定に関する予定..... (") 2
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院)の指定..... (障害者支援総室) 2
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更..... (") 2
- 保安林の指定の解除の予定..... (森林保全課) 3
- 道路の区域変更..... (道路保全課) 3
- 道路の供用開始..... (") 3
- 道路の供用開始..... (") 4
- 熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領..... (会計課) 4
- 収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正..... (") 4
- 収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正..... (") 4

公 告

- 県有地の売却..... (管財課) 4
- 土地改良区の定款変更認可..... (農村計画・技術管理課) 5
- 都市計画法による開発行為工事完了公告..... (建築課) 5
- 都市計画法による開発行為工事完了公告..... (") 6
- 都市計画法による開発行為工事完了公告..... (") 6
- 国土調査成果の認証..... (農村整備課) 6
- 県営土地改良事業の工事完了公告..... (農村計画・技術管理課) 6
- 県営土地改良事業計画の変更..... (") 6
- 土地改良区の解散認可..... (") 7

訓 令

- 熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令..... (総務事務センター) 7

登 載 依 頼

- 平成22年度第1回球磨地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催..... (球磨地域保健医療推進協議会) 7
- 平成22年度第1回熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催..... (熊本地域保健医療推進協議会) 8

告 示

熊本県告示第41号

養鶏振興法(昭和35年法律第49号)第7条第1項の規定により、ふ化業者を次のとおり登録したので、同条第4項の規定により公示する。

平成23年1月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	登録年月日	ふ化業者の住所及び名称	ふ化場の住所及び名称
平成第22-1号	平成22年 12月28日	熊本県山鹿市杉 945番地の2 株式会社坪井種鶏孵化場	熊本県山鹿市杉 945番地の2 株式会社坪井種鶏孵化場
平成第22-2号	平成22年 12月28日	熊本県合志市野々島 4393-190 熊本県養鶏農業協同組合	熊本県山鹿市菊鹿町上内田 5502 熊本県養鶏農業協同組合 菊鹿ふ化場

熊本県告示第42号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林

にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成23年1月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字下城字下山3296番2の1、
3296番4、3297番・3298番1合併（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字下山3296番2の1・3296番4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第43号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成23年1月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字上田字古天神4457番18、
4457番19、4457番37から4457番42まで

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字古天神4457番18・4457番19・4457番38から4457番41まで（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第44号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成23年1月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

医療機関の名称及び所在地	指定年月日	医療機関コード
ダン調剤薬局 八代市古閑上町13番1	平成23年1月1日	1740787

熊本県告示第45号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成23年1月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
相談支援センター 熊本ダルク 相談支援事業	事業所の住所	熊本市北千反畑町1番9号古荘ビル201号	熊本市大江二丁目14-14	平成22年11月22日

熊本県告示第46号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成23年1月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 解除予定保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字上色見字下慶恩2818番4
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 道路用地とするため

熊本県告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年1月14日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年1月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	天草市栢宇土町 1078番3地先から 同所 1087番1地先まで	前	15.5 ～ 17.7	35.0	単県側溝（通） （仮設道路）
			後	15.5 ～ 20.4		
主要地方道	熊本高森線	熊本市小島三丁目 207番1地先から 同所 32番3地先まで	前	19.5 ～ 21.0	440.0	やさ道交1地 （歩道整備）
			後	21.0 ～ 21.0		

2 区域を変更する期日 平成23年1月14日

熊本県告示第48号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年1月14日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年1月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	325号	菊池市森北字迫畑 1080番1地先から 同市森北字山ノ下 1037番1地先まで	245.0	交通連携国道 （歩道部等）
		菊池市森北字迫畑 1078番1地先から		

		同市森北字山ノ下 1057番1地先まで	(取付 道路)
--	--	------------------------	------------

2 供用を開始する期日 平成23年1月14日

熊本県告示第49号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年1月14日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年1月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	445号	球磨郡五木村甲字築切 4950番1地先から 同所 4950番1地先まで	152.8	活力基盤防災 (落石防護網)

2 供用を開始する期日 平成23年1月14日

熊本県告示第50号

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成23年1月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領
熊本県収納代理金融機関事務取扱要領（昭和60年熊本県告示第271号の11）の一部を次のように改正する。

別表第1 肥後銀行荒尾支店の項を削る。

附 則

この要領は、平成23年1月14日から施行する。

熊本県告示第51号

昭和47年3月31日熊本県告示第243号の5（収納代理金融機関の名称及び位置）の一部を次のように改正し、平成23年1月14日から施行する。

平成23年1月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

収納代理金融機関の名称及び位置の表1中

「九州労働金庫水俣支店	水俣市大黒町1-1-16	」を
九州労働金庫荒尾支店	荒尾市西原町1-3-5	
「九州労働金庫水俣支店	水俣市大黒町1-1-16	」に

改める。

熊本県告示第52号

昭和47年3月31日熊本県告示第243号の5（収納代理金融機関の名称及び位置）の一部を次のように改正し、平成23年1月17日から施行する。

平成23年1月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

収納代理金融機関の名称及び位置の表1中

「玉名市松木11-3」を「玉名市玉名2042-8」に改める。

公 告

熊本県公告第17号

県有財産を次のとおり売却する。

平成23年1月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 物件の表示

所在 熊本市清水東町663番、664番、665番及び682番1
地目 宅地、雑種地

- 地積 合計2,973.69平方メートル
最低売却価格 37,800,000円
- 2 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ない者
(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後3年を経過していないもの
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課 096-333-2122
- 4 入札期日及び場所
平成23年3月9日(水) 午前10時
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県行政棟本館6階 601会議室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書を提出しなければならない。
(1) 提出方法 持参又は郵送による。
(2) 提出期限 平成23年3月1日(火) 午後5時
(郵送の場合は提出期限までに必着)
(3) 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 7 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 8 契約締結期限
平成23年3月22日(火) 午後5時
- 9 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 10 その他
(1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内
(2) 契約締結場所 別途指定する。
(3) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
(4) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課(電話096-333-2122)

熊本県公告第18号

菊池市に事務所を置く泗水町土地改良区理事長古庄廣美から平成22年10月13日付けで申請のあった定款の変更については、平成23年1月4日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。
平成23年1月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第19号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成23年1月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池市泗水町字堤平1613番、同1614番及び同1615番
4,378.39平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
上益城郡益城町大字安永787番地6
シナジーシステム株式会社

熊本県公告第20号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成23年1月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字塘下3116番1の一部、同3117番、同3118番及び水路
1,455.82平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市戸島三丁目11番30号
大川 十朗

熊本県公告第21号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成23年1月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字北沖野5800番30の一部及び同5800番31の一部
2,999.53平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町新山三丁目5番11号
株式会社 藤島工務店

熊本県公告第22号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により阿蘇郡高森町及び阿蘇郡西原村における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。
平成23年1月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認 証 年 月 日
阿蘇郡高森町	平成20年度から平成21年度まで	大字中の一部	地籍図及び地籍簿	平成23年1月4日
阿蘇郡西原村	平成21年度から平成22年度まで	大字河原の一部		

熊本県公告第23号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。
平成23年1月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	新屋敷（八代）	平成19年8月20日	平成22年9月28日	熊本県
農業用道路	新屋敷（八代）	平成19年8月20日	平成22年9月28日	熊本県
暗きょ排水	新屋敷（八代）	平成19年8月20日	平成22年9月28日	熊本県
客土	新屋敷（八代）	平成19年8月20日	平成22年9月28日	熊本県

熊本県公告第24号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営御領北地区土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成23年1月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧に供する書類
変更後の県営御領北地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間
平成23年1月17日から平成23年2月14日まで
- 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第25号

球磨郡湯前町に事務所を置く上球磨土地改良区理事長西岩人から申請のあった土地改良区の解散について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により平成23年1月6日付けで認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年1月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

訓 令

熊本県訓令第1号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
各地方出先機関
労働委員会事務局

熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年1月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
熊本県職員安全衛生管理規程（平成2年熊本県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「安全衛生管理責任者」を「熊本県安全衛生管理責任者」に改める。
第19条第1項中「の定数（前条第1項第1号の委員を除く。）」を「（前条第1項第1号の委員を除く。）の定数」に改め、同条第2項中「の定数（前条第2項第1号の委員を除く。）」を「（前条第2項第1号の委員を除く。）の定数」に改め、同条第3項中「の定数（前条第3項第1号の委員を除く。）」を「（前条第3項第1号の委員を除く。）の定数」に、「6人以内」を「12人以内」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

登載依頼

球磨地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

平成22年度第1回球磨地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成23年1月14日

球磨地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 開催日時
平成23年1月19日（水）午後2時から午後3時30分まで
- 開催場所
熊本県人吉市西間下町86-1
球磨地域振興局会議棟2階中会議室
- 議題
(1) 球磨地域における救急救助状況について
(2) 球磨地域における救急医療関連事業について
(3) 救急告示医療機関の告示更新について
(4) その他
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

- 6 問い合わせ先
熊本県人吉市寺町12番1号
球磨地域保健医療推進協議会事務局（熊本県人吉保健所総務企画課）
（電話0966-22-3107）

熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

平成22年度第1回熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成23年1月14日

熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
平成23年1月17日（月）午後2時から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺6丁目18番1号
熊本県庁本館10階1002会議室
- 3 議題
（1）救急告示医療機関認定の更新等について
（2）平成23年度病院群輪番制の実施について
（3）その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
（2）傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺6丁目18番1号
熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局（熊本県健康福祉部医療政策総室）
（電話096-333-2246）